

豊中市立図書館図書館間協力貸出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館法第3条第4号及び図書館規則第5条第6号に規定する図書館資料の相互貸借に基づき、豊中市立図書館（以下「本市図書館」という。）による他の地方公共団体等の図書館に対する図書館資料の貸出（以下「図書館協力貸出」という。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象図書館等)

第2条 図書館資料の貸出対象図書館等は、次のとおりとする。

- (1) 公立図書館（図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。）
- (2) その他岡町図書館長が定める図書館又は機関

(貸出の申込)

第3条 図書館資料の貸出を受けようとする図書館又は機関（以下「借受館等」という。）は、団体向け蔵書検索サービスによる図書館資料の貸出の申込、又は本市図書館の定める窓口館に文書・FAXにより貸出を依頼することができる。

(貸出冊数)

第4条 貸出冊数は、借受館等1館につき10冊以内とする。借受館等は分館及び分室についても1館と数えるものとする。
ただし、岡町図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出日の翌日から起算して30日以内とする。
ただし、岡町図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出しできない図書館資料)

第6条 貸出しできない図書館資料は、以下のとおりとする。

- (1) 禁帯出の資料
- (2) 発行後12ヶ月以内の図書および3ヶ月以内の雑誌
ただし、連絡便または直接来館する館については、発行後3ヶ月以内の図書および雑誌とする。
- (3) 利用頻度がきわめて高い資料

- (4) AV資料(CD、カセット、レコード、ビデオ等)
- (5) 新聞
- (6) 寄託資料
- (7) 破損・散逸しやすい資料
- (8) その他岡町図書館長が特に指定する資料

(方法と経費)

第7条 図書館資料の貸出・返却方法と経費の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 資料の貸出・返却は、借受館等職員と本市図書館職員との直接手渡し又は、本市図書館が指定する郵送方法によるものとする。
- (2) 資料の貸出・返却に要する費用は、借受館等の負担とする。

(予約の順位)

第8条 予約の順位については、貸出申込の受付後に、本市図書館利用者からの予約が発生した場合は、当該利用者の予約を優先するものとする。

(事故資料の扱い)

第9条 借受館等は、図書館資料を紛失し、又は破損したときは、豊中市立図書館規則に従うものとする。

(その他)

第10条 豊中市と吹田市、箕面市における図書館間協力貸出については、「吹田市・豊中市・箕面市における図書館相互貸借覚書」を優先するものとする。

第11条 点字図書および音訳図書の協力貸出については別途定める。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は岡町図書館長が定める。

附則 この要綱は、平成 14年 1月 1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 15年 10月 1日から施行する。